

規格・基準などの事前意図公告
[この公告は、T B T協定第2条9. 1に基づくものです。]

ラベル表示及びS D S等交付の義務対象物質に関する労働安全衛生法関係法令
の見直しについて

下記のとおり、ラベル表示及びS D S等交付の義務対象物質に関する労働安全衛生法関係法令の一部を改正する予定ですでお知らせします。

本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出下さい。（電話による意見の提出は不可。）

なお、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 件名

ラベル表示及びS D S等交付の義務対象物質に関する労働安全衛生法関係法令の見直しについて

2. 対象品目

別表に掲げる物及びこれらを含有する製剤その他の物

3. 趣旨

別表の対象物質を譲渡し、又は提供する者に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条第1項に基づく容器又は包装への名称等の表示及び法第57条の2第1項に基づく文書の交付等を義務付ける。

4. 施行予定日

令和10年4月

5. 意見提出先

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話番号：03-5253-1111（内線5608）

e-mail: risk-shourei@mhlw.go.jp

6. 意見提出期限

意見募集開始日から60日

なお、労働安全衛生法関係法令は、次のURLにおいて入手できます。

●労働安全衛生法（英文）

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/3440>

●労働安全衛生法施行令（英文）

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/3817>

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条及び第18条の2に基づくラベル表示・SDS等交付の義務対象物質に新たに追加する物質（令和10年4月1日施行予定）

	名称	CAS RN
1	N-アクリルモルホリド	5117-12-4
2	N-(3-アミノプロピル)-N-ドデシルプロパン-1, 3-ジアミン	2372-82-9
3	アンモニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	68259-08-5
4	アンモニウム=トリデカフルオロヘプタノアート	6130-43-4
5	ウンデカフルオロヘキサン酸	307-24-4
6	(オキソラン-2-イル)メチル=プロパー-2-エノアート	2399-48-6
7	オクタン酸	124-07-2
8	カリウム=トリデカフルオロヘプタノアート	21049-36-5
9	クロロギ酸イソプロピル	108-23-6
10	5-クロロ-2-ニトロアニリン	1635-61-6
11	五ナトリウム=2, 2', 2", 2'''-{[(カルボキシラトメチル)アザンジイル]ビス(エタン-2, 1-ジイルニトリロ)}テトラアセタート	140-01-2
12	ジエチレントリアミン五酢酸	67-43-6
13	四塩化チタニウム	7550-45-0
14	2-(N, N-ジメチルアミノ)-2-(4-メチルベンジル)-1-(4-モルホリノフェニル)ブタン-1-オン	119344-86-4
15	ジメチルスルファモイル=クロリド	13360-57-1
16	3, 5-ジメチルピラゾール	67-51-6
17	水素化リチウムアルミニウム	16853-85-3
18	2-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート	88-41-5
19	トリスノニルフェニルホスファイト	26523-78-4
20	1, 1, 1-トリス(ヒドロキシメチル)プロパン	77-99-6
21	トリデカフルオロヘプタン酸	375-85-9
22	トリフェニルホスホロチオエート	597-82-0
23	4, 4'-(2, 2, 2-トリフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチリデン)ジフェノール	1478-61-1
24	(E)-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン	79-77-6
25	re l-(1R, 2R, 4R)-1, 7, 7-トリメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-イル=プロパー-2-エノアート	5888-33-5
26	ナトリウム=トリデカフルオロヘプタノアート	20109-59-5
27	ノナデカフルオロデカン酸	335-76-2
28	ノナフルオロブタン-1-スルホン酸	375-73-5
29	2-ピロリドン	616-45-5
30	フェニルヒドラジン-硫酸(2/1)	52033-74-6
31	3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール(別名8:2フルオロテロマーアルコール)	678-39-7
32	ペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸)(別名PFHxS)	355-46-4
33	ポルトランドセメント	65997-15-1
34	メタクリル酸2-ヒドロキシプロピルとメタクリル酸1-ヒドロキシプロパン-2-イルの混合物	27813-02-1
35	メタホウ酸バリウム	13701-59-2
36	2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン	2682-20-4

※CAS番号は参考として示したものですが、構造異性体等が存在する場合に異なるCAS番号が割り振られることがあります。対象物質の当否の判断は物質名で行うものとします。